

税の申告準備はお早めに

～マスク着用、検温、手指消毒など感染症対策にご協力を～

国のデジタル社会実現に向けた改革のため、市役所や各行政サービスセンターでは申告書を配布しません。できるだけe-Tax(電子申告)をご利用ください。申告書が必要な場合は、国税庁ホームページからダウンロードしてください。

☎ 確定申告…柏税務署 ☎7146-2321、市・県民税の申告…課税課・内線401

税理士による無料申告相談会

日にち	受付時間	場所	定員
2月1日(水)	9時～15時30分※整理券配布は8時30分～(待機者多数の場合は早める可能性あり)	湖北地区公民館	先着150人
2月2日(木)		アビスタ	先着160人

※周辺施設の駐車場は利用しないでください。

内容 小規模納税者の所得税・復興特別所得税や個人消費税、年金受給者や給与所得者の所得税・復興特別所得税の申告書作成

※作成済みの確定申告書の預かりはできません。柏税務署に郵送・持参してください。

※贈与税、住宅借入金等特別控除、譲渡所得(土地・建物・株式など)の相談はできません。

※医療費控除を受ける場合は、医療費控除の明細書が必要です。

☎ 柏税務署 ☎7146-2321

申告に必要なもの(令和4年中のもの)

収入金額が分かるもの	①源泉徴収票(給与・公的年金など)②支払調書③収支内訳書・青色申告決算書
控除金額が分かるもの	④控除証明書(国民年金保険料・生命保険料・地震保険料)⑤医療費控除の明細書⑥セルフメディケーション税制の明細書⑦納付済確認書(国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料)⑧障害者手帳の写し・障害者控除対象者認定書⑨寄付金の領収書
その他	⑩筆記用具、電卓⑪マイナンバーカード・マイナンバーを証する書類(通知カードなど)・本人確認書類(運転免許証・健康保険証など)⑫扶養親族のマイナンバーが分かるもの⑬本人名義の口座が分かるもの

※令和4年中に得た全ての収入が分かる書類が必要です。紛失した場合は支払者に再発行を依頼してください。

※年末調整済み分の控除書類は不要です。

※国外居住親族の扶養控除などを受ける方は親族関係書類、送金関係書類が必要です。書類が日本語以外で作成されている場合は翻訳文も必要です。

※申告内容に応じて必要書類が異なります。

※①・②・④・⑨は原本が必要です。

※⑤・⑥は領収書での申告はできません。事前に令和4年分の合計額の集計や明細書の記入をしてください(医療費の補填金を含む)。領収書は自宅で5年間保管してください。

※⑤は医療保険者から交付された医療費通知(必要事項の記載があるもの)の添付により、明細書の記入を省略できます。

※⑥の適用を受ける場合、⑤の適用は受けられません。また、一定の取り組みを行ったことを証する書類は自宅で5年間保管してください。

※⑦は1月中旬に郵送します。公的年金から引き落とされている社会保険料は、公的年金等の源泉徴収票に記載されています。

※申告書にはマイナンバーの記載が必要です。提出時は申告者本人の⑪の提示または写しの添付が必要です。郵送で提出する場合や課税課・市の申告会場に提出する場合は写しを添付してください(マイナンバーカードは両面)。

※公的医療保険の被保険者証の写しを添付する場合、保険者番号および被保険者等記号・番号部分を復元できない程度に塗りつぶしてください。

※⑬は確定申告で還付を受ける場合のみ必要です。

柏税務署 申告書作成会場を開設 (所得税・復興特別所得税、贈与税、個人消費税)

日時 2月1日(水)～3月15日(水)の月～金曜日、2月19日(日)・26日(日)午前8時30分～午後4時(提出午前8時30分～、相談9時～)※祝日を除く

※2月19日(日)・26日(日)は確定申告の相談と申告書の受け付けのみ実施します。

※入場整理券(当日配布、事前に国税庁LINE公式アカウント(ID[@kokuzei])でも配布)が必要です(提出のみの場合は不要)。

場所・☎ 柏税務署 ☎7146-2321※駐車場は4月中旬まで使用できません。

市の申告会場

確定申告の相談は、年金収入がある方と障害者手帳をお持ちの方のみ受け付けます。

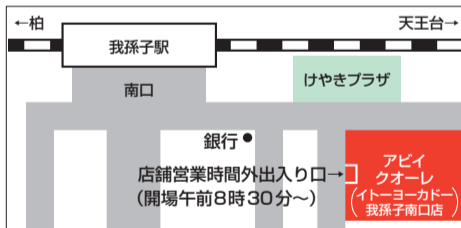
日にち	受付時間	場所	定員
2月16日(水)	9時～11時30分、13時～15時(作成済みの確定申告書の預かりは16時まで)※整理券配布は8時30分～	湖北地区公民館	各日先着120人
2月17日(木)		布佐南近隣センター ※車での来場不可	
2月20日(日)～3月15日(水) ※土・日曜日、祝日を除く		アビスタホール(アビスタオーレ3階イトーヨーカドー我孫子南口店) ※有料駐車場あり	

内容 市・県民税の申告受付、作成済みの確定申告書の預かり(柏税務署へ回送)、確定申告書の簡単な作成相談(年金収入がある方と障害者手帳をお持ちの方のみ)

※会場への問い合わせはご遠慮ください。
※整理券取得後、指定の時間帯に再度ご来場ください。

※作成済みの確定申告書は、2月16日(水)～3月15日(水)に課税課に設置するポストでも提出できます。控えの収受印が必要な方はお声掛けください。

※次の内容は柏税務署にお問い合わせください。①事業所得(営業等・農業)、不動産所得②譲渡所得(土地・建物・株式・ゴルフ会員権など)③上場株式等の配当所得④退職所得⑤FX取引、先物取引、上場株式等の配当と譲渡損失の損益通算など、申告分離課税の申告⑥住宅借入金等特別控除、雑損控除、政党等(公益社団法人等・認定NPO法人等)寄附金等特別控除、外国税額控除、給与所得者の特定支出控除⑦青色申告、訂正申告、過年分の申告、平均課税の申告⑧国外居住親族の扶養、非居住者や死亡者の申告⑨相続税、贈与税、消費税の申告⑩その他、特殊な内容を含む申告



年金受給者の確定申告

公的年金等の収入合計額が400万円以下かつ公的年金等以外の所得額が20万円以下の場合、所得税の確定申告は不要です(所得税の還付申告は可)。外国から支払われる公的年金のように源泉徴収対象外の公的年金等がある場合、確定申告不要制度は適用されないため、申告が必要です。所得税の確定申告が不要な場合でも、市・県民税で医療費や生命保険料などの各種控除を受けるには、市・県民税の申告が必要です。

確定申告は便利なe-Taxで!

e-Taxはインターネットなどを利用して電子申告できるシステムで、マイナンバーカードやICカードリーダライタをお持ちでない方も、ID・パスワード方式で利用できます。ID・パスワードは、税務署で運転免許証などにより本人確認を行い、発行します。

国税庁ホームページ確定申告書等作成コーナー(QRコード参照)では、スマートフォンやタブレット端末で所得税の確定申告書を作成できます。詳しくは柏税務署にお問い合わせください。



市・県民税の申告 ～郵送での提出にご協力ください～

令和4年度の市・県民税申告書を提出した方のうち、令和5年度も提出が必要と思われる方へ1月23日(月)に申告書を発送予定です。

申告方法 1月23日(月)～3月15日(水)に必要な書類を課税課に郵送・持参または市の申告会場に持参

※令和4年中に収入がなかった方などは申告義務はありませんが、非課税証明書・国民健康保険税・介護保険料・後期高齢者医療保険料・国民年金保険料などの基礎資料になるため、申告が必要な場合があります。

※給与所得のみの方で、給与支払者が市に給与支払報告書を提出していない場合は申告が必要です。

※公的年金等に係る所得のみの方で、源泉徴収票に記載されている控除のほかに受ける控除がない場合は申告不要です。

※確定申告をする方は申告不要です。

※同封の返信用封筒に添付書類などが入りきらない場合は、封筒・切手をご用意の上、郵送または提出用ポストへ投函してください。

※収入がなかった旨の申告をする場合、控除額の記入および控除の書類の添付は不要です。